

陸上自衛隊仕様書			
物品番号			仕様書番号
血清抗体検査（部外委託）	札幌病31-41		
	作成	令和元年11月7日	
	変更		
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院総務部健康管理課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院の職員に対して実施する部外委託の血清抗体検査において適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、その他関係法令による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）

2 履行場所

自衛隊札幌病院

2.1 住所

北海道札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地

2.2 総務部健康管理課

3 血清抗体検査（部外委託）

3.1 受託条件

受託業者は、自衛隊札幌病院（真駒内駐屯地）の検体回収に対応できるものとする。

3.2 契約品目

風疹抗体検査、麻疹抗体検査、水痘抗体検査、ムンプス抗体検査、検診MMRV-IgG抗体検査

3.3 検査法

風疹抗体検査、麻疹抗体検査、水痘抗体検査、ムンプス抗体検査：EIA法
検診MMRV-IgG抗体：FIA法

3.4 検査要領

受託業者は、官側の要求に基づき、速やかに検体回収を行うものとする。

検体回収は、健康管理課職員の立会の下で実施するものとする。

3.5 検査結果の報告

受託業者は、検体回収後、速やか（14日以内）に抗体検査の結果を文書にて報告するものとする。この際、検査結果の保全には万全を期すものとする。

4 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。